第六号様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙六　挿入］

第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙六　挿入］

第６号様式（その２）記載要領

［１～７　略］

８　「法第72条の２第１項第１号ロ⑴又は⑵による加算後の額」の欄は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が第６号様式別表４の４の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄の金額を記載すること。

９～11　［略］

12　道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑪」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第６号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

13　［略］

14　道府県民税の「⑳のうち見込納付額㉑」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15　事業税の「所得金額総額㉗」の欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㊴」の欄は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を記載すること。

16　事業税の「付加価値額総額㉝」又は「資本金等の額総額㉟」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㊶」又は「資本金等の額総額㊸」の各欄は、法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

17　事業税の「令和６年改正法附則第８条第２項の控除額㊽」の欄は、第６号様式別表５の７の「控除額㉒」の欄の金額を記載すること。

18　事業税の「㊸のうち見込納付額㊷」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第１号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額㊹」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉛」又は「軽減税率不適用法人の金額㉜」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

第六号様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙五　挿入］

第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙七　挿入］

第６号様式（その２）記載要領

［１～７　同左］

［新設］

８～10　［同左］

11　道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑬」の欄に第６号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

12　［同左］

13　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㊵」の欄は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を記載すること。

15　事業税の「付加価値額総額㉞」又は「資本金等の額総額㊱」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㊷」又は「資本金等の額総額㊹」の各欄は、法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

［新設］

16　事業税の「㊹のうち見込納付額㊸」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

17　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第１号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額㊺」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。